

1 開催日 平成 27 年 6 月 30 日 (火)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 46 号 高知市社会教育委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 47 号 高知市教育委員会公印規則の一部改正について

日程第 4 市教委第 48 号 平成 27 年度教育委員会事務の点検・評価について

4 報告

○第 450 回市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について

○平成 27 年 6 月市議会個人質問概要について (教育委員会関係)

○平成 28 年度学校給食調理業務民間委託実施予定校の決定についての教育長専決処分の報告について

○新図書館等複合施設【免震装置】について (現状報告)

5 出席者

(1) 委員

1 番委員長	谷 智 子
2 番委員	山 本 和 正
3 番委員	西 森 やよい
5 番教育長	松 原 和 廣

(2) 事務局

教育次長	土 居 英 一
教育次長	橋 本 和 明
教育政策課長	高 岡 幸 史
学校教育課長	野 村 能 教
教育環境支援課長	弘 瀬 健一郎
生涯学習課長 (参事)	吉 野 晴 喜
人権・こども支援課生徒指導対策監	西 澤 勇 司
教育研究所長	多 田 美奈子
少年補導センター所長	澤 本 光 男
市民図書館長 (参事)	貞 廣 岳 士
市民図書館新図書館建設担当副参事	池 上 哲 夫
学校教育課副参事	今 西 和 子
教育政策課教育企画監	和 田 広 信
教育政策課長補佐	宮 田 小 町
教育政策課総務担当係長	吉 本 忠 邦
教育政策課主任	横 田 由 紀子

6 欠席委員

4 番委員

野 並 誠 二

1 平成27年6月30日(火) 午後4時00分～午後5時00分 (たかじょう庁舎5階北会議室)

2 議事内容

開会 午後4時00分

**谷委員長**

ただいまから、第1149回高知市教育委員会6月定例会を開会いたします。

はじめに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は西森委員、お願いいたします。

**西森委員**

はい。

**谷委員長**

それでは、議案審査に移ります。日程第2 市教委第46号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

**生涯学習課長**

生涯学習課の吉野でございます。

高知市社会教育委員に関する条例第1条に定めます社会教育委員の委嘱についてご説明させていただきます。

まず、2ページをお開きください。平成27年7月6日で2年の任期が満了となることから、新たに委員を委嘱するものです。右の3ページですけれども、高知市社会教育委員の名簿でございます。委員の定数は、21名以内で、今回も前回同様18名での委嘱になります。再任が13名で、新任が5名でございます。

新任の5名の方の説明をさせていただきます。まず、名簿1番の春野東小学校校長の岡野晃之さんは、校長会からの推薦による交代になります。続いて、名簿2番の岡村実記さんは青年センターサークル協議会指定管理室の室長の交代によるものです。それと名簿8番の株式会社高知放送の高木寿隆さんと名簿12番の株式会社テレビ高知の福島和彦さんは社内異動によるものでございます。最後に、名簿15番の森下健一さんは高知市小中学校PTA連合会会長の交代に伴う委嘱でございます。

委員の任期は、平成27年7月7日から29年7月6日までの2年でございます。現在、18名の委員の中、青年センターは前室長の男性から女性に変わりましたが、逆にテレビ高知の方が前任の男性から女性に変わりましたので、女性の比率は18名中5名ですので、約28%となっております。以上でございます。

**谷委員長**

この件について、質疑等はありませんか。

**委員一同**

————— 【 な し 】 —————

**谷委員長**

それでは、議案審査に移ります。日程第2 市教委第46号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

**委員一同**

————— 【 異 議 な し 】 —————

## 谷委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 46 号は原案のとおり決しました。

次に日程第 3 市教委第 47 号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

## 教育政策課長

教育政策課の高岡です。市教委第 47 号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」をご説明いたします。資料は、4 ページからとなります。

改正の趣旨といたしましては、平成 26 年度定期監査におきまして、高知市立学校において、公印を使用する際に、規則に定められた公印使用簿を使用していないとの指摘があったことに関連して、本規則の改正を行うものでございます。改正の内容につきましては、資料の 6 ページの新旧対照表をご覧ください。

改正の 1 点目としましては、現行規則の第 10 条第 1 項では、公印を押印しようとする者は、本市文書管理システムにより、押印の申請処理をした上で、公印の管守者の審査及び照会を受けることとなっておりますが、学校現場、各学校の現場におきましては、この文書管理システム自体が導入をされていないため、文書管理システムによる押印の申請をする対象から、今回除くものでございます。

次に、改正の 2 点目としましては、第 10 条第 2 項になりますが、高知市立学校で使用する例文決裁簿を、高知市教育委員会文書管理規程とは別に定めることとしたため文書の追加を行うものでございます。具体的には、高知市立学校で使用する例文決裁簿につきましては、別の文書取扱要綱に定めるように今回改正を同時に行うものでございます。説明は以上でございます。

## 谷委員長

この件について質疑等はありませんか。

## 西森委員

例えば、要件が緩和されて、不都合が生じるとか、そういった懸念はないということでしょうか。

## 教育政策課長

そうです。元々、文書管理システムが入る以前は、各課におきまして、例文決裁簿を作成しております。本庁舎内では、その例文決裁簿をもって公印の押印をしていたという状況がございます。文書管理システムが本庁内には入りましたが、学校の現場の方には、まだ入ってなかったもので、その時に改正を本来しておかないといけないのですが、その手間が抜かっており、今回、正規の形に戻したということになります。

## 西森委員

はい、分かりました。

## 谷委員長

他にありませんか。

## 委員一同

\_\_\_\_\_ 【な し】 \_\_\_\_\_

## 谷委員長

それでは、この件の質疑を終了して、採決に移ります。

市教委第 47 号「高知市教育委員会公印規則の一部改正について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

## 委員一同

\_\_\_\_\_ 【異 議 な し】 \_\_\_\_\_

## 谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 47 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 4 市教委第 48 号「平成 27 年度教育委員会事務の点検・評価について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

## 教育政策課長

教育政策課の高岡です。

日程第 4 市教委第 48 号につきましては、7 ページになりますが、この件につきましては、別に配布しております平成 27 年度教育委員会事務の点検・評価についての資料の方をご覧くださいと思います。

まず、この制度の経過からご説明をさせていただきます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正によりまして、平成 20 年度から教育委員会は、所管する事務の管理・執行状況について、点検・評価を行い、その結果に関する報告書を作成の上、議会の方に提出をいたしまして、公表することが義務付けられております。

教育委員会事務の点検・評価は、今年度で 8 年目となり、過去 5 年間の対象につきましては、資料の 1 の(2)平成 22 年度の取組から、裏面になりますが、(6)平成 26 年度の取組までとなっております。

また、この点検・評価につきましては、対象年度の事業について、計画、実施、評価、見直しの点検サイクルで行うわけでございますが、改善点を翌年度の施策に反映させるために、その年度の事務の管理、執行状況の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を裏面の 3 にスケジュールを記載しておりますが、今年度の 12 月議会の方に報告をいたしまして、同時に高知市のホームページの方に公表することとしております。

次に、今回の対象事業につきましては、裏面の平成 27 年度の取組をご覧くださいと思います。今年度の重点的な事業で、かつ継続性のある事業と位置付けております①保幼小連携教育の推進からの 4 つの事業でお願いしたいと考えております。それでは、個々の事業の説明を簡単にさせていただきます。

まず、「保幼小連携教育の推進」でございます。この「保幼小連携教育の推進」につきましては、「学力向上対策」の重点的な取組の 1 つとなります。「学力向上対策」につきましては、平成 20 年度から平成 24 年度までの間、教育委員会事務の点検・評価の項目として取り上げ、また平成 25 年度には学力向上対策の重点的な取組として、「高知チャレンジ塾における学習支援の充実」と、「就学前教育の推進」の 2 項目に絞りまして点検・評価を行いました。

また、昨年度は学力向上第二ステージの期間中に、全体像をもう一度見直すということで、再び「学力向上対策」として、点検・評価を行った経過がございます。

本年度につきましては、昨年度の点検・評価の項目の「学力向上対策」の中の事業の一つにあった「幼児期の教育と学校教育の連携」を重点的な取組として特化をいたしまして、「保幼小連携教育の推進」として点検・評価をお願いしたいと考えております。

次に、不登校対策の推進でございます。子どもたち一人ひとりが、安心して成長できる居場所づくりのために、予防的、組織的な取組の充実を図ってまいります。具体的には、子どもたちが抱える問題を、環境面から改善していくことをめざしたスクールソーシャルワーカー活用事業、学校での相談活動の充実を目指した学校カウンセラーの活用事業、「遊び・非行」型の子どもたちの居場所づくりと学校復帰、進路のための支援を行う児童生徒等自立支援教室などの取組を行ってまいりたいと考えております。

次に、「学校給食における地産地消、食育の推進」でございます。学校給食において、食育を推進していくために、各学校における教職員の食育への理解を深め、食に対する指導体制づくりや年間指導計画の作成及び見直しを進め、食に関する指導内容の充実を図ってまいりました。

さらに食育を推進する中で、児童生徒に地元の食材への関心を高めるとともに、地域の人材や関係機関とのネットワーク化を進め、第2次高知市食育推進計画にある学校給食の地産地消、地場産品を活用する割合の目標値を増やすこととしております。

また今年度から、中学校給食の実施に向けて検討した内容を踏まえまして、小・中学校における食育の推進に繋がっていくような情報発信を行ってまいりたいと考えております。

最後になりますが、「小中一貫校の推進」でございます。今年度に、土佐山小中一貫教育校、「土佐山学舎」が開校いたしました。これまでご説明してまいりましたが、土佐山「志」メソッドを教育手法の基本とし、また先進的な設備を導入することによりまして、これまでになく魅力のある教育を推進しているところでございます。

3月には、小中一貫校を制度化する学校教育法改正案が閣議決定されました。また、来年度には、正式に「義務教育学校」としての制度が制定される状況でございます。こうした流れの中で、高知市教育委員会は、「土佐山学舎」を小中一貫教育のモデル、中山間地域のモデル、地域活性化のモデルなど多面的なモデルとしながら、行川地区、久重地区、鏡地区等を中心に高知市立学校における小中一貫教育を推進していきたいと考えております。

「平成27年度教育委員会事務の点検・評価について」は、説明は以上でございます。

#### **谷委員長**

ありがとうございました。この件について、質疑等はございませんか。

#### **西森委員**

平成26年度に「生徒指導の充実」と言っていたところと、今回の「不登校対策の推進」というのは、ジャンルとしては重なるものではないかと思います。「生徒指導の充実」と言った時には、おそらく暴力とかの問題と、あと、やはり不登校とかの問題も、内部に「生徒指導の充実」の中の内部の項目としてあって、その中で今回の不登校対策を特にクローズアップするようなイメージで私はとらえたのですが、その整理でよろしいですか。

以前、平成24年から平成25年にかけての時だと思いますが、それまでずっとあった「学力向上対策」が一定成果を上げて、もっと細かいところにまで目を配れるようになったので、「就学前教育の推進」に変更したというご説明を受けた記憶があります。

#### **土居教育次長**

土居でございます。今回、不登校対策の問題というのを取り上げました背景を少しご説明させていただきますと、ご存知のとおり、学力向上におきまして、学力面と生徒指導対策の二つの柱ということで進めてまいりました。

その中で、一定、成果が上がっている部分とそれから取組はしているものの顕著な成果につながっていない部分の検証をしていく前に、不登校対策というのが、ここ10年来ずっと続けてまいりまして、一定の成果を上げているものの、多少その取組内容、それから発生率等に頭打ちの状況が出てきましたので、今回を機会に再度、ここへ挙げることで、この不登校対策の推進というものの精度を上げ、内容を検証しながら、より確かな成果につなげていきたいということで、取り上げてまいりました。

ですから、先ほど委員さんがおっしゃったように、その「学力向上対策」の時に、その中のものに特化していったこととほぼ似たような経緯はたどっておりますが、不登校につきましては、先ほど申しましたように、これまでやってきた経緯もありますので、その辺の見直しをもっときちんとし、そして、今の状況を打破するために何が必要かということも含めて、検証していこうというのが今回の意図でございます。

#### **西森委員**

ありがとうございます。

**谷委員長**

他にございませんか。

**松原教育長**

今回の知見を求める先生を発表してもらったと思います。

**教育政策課総務担当係長**

ちょっとまだ、調整中です。

**松原教育長**

そしたら予定で構いません。

**谷委員長**

去年の先生の引き続きという可能性もあるのですか。

**教育政策課総務担当係長**

はい、一人は去年の高知学園の東本部長にお願いしたいと考えておりまして、もう一人は調整中です。

**谷委員長**

他にございませんか。

**西森委員**

平成 24 年度までは「学力向上対策」が点検・評価の項目にずっとあり、それが本当に一定の素晴らしい成果が上がったので、より特化してということで、「就学前教育の推進」という、新たな分野を点検・評価したと思います。

そして、平成 26 年度に一旦、「学力向上対策」に戻ったのですが、今回、この「保幼小連携教育の推進」ということになったのは、一見同じような流れでありながら、多分意味合いが違うのだろーと思っていまして、あの時は、多分まだ新たなチャレンジだったと思いますが、今回は、かなり評判がいいというか、成果が上がっているという感じのところにきているので、パーツに特化して、そこを強化するというより、チャレンジしてきて、実際に一定の成果が上がっているのです、なおその点を重点的に見直すようなイメージですか。

**土居教育次長**

まず、保幼小につきましては、当初に就学前教育で入った平成 25 年度に、委員さんがおっしゃったようにスタートするというので、三つの柱を立てて動かしてまいりました。

ここへまいりまして、そういった当初の一定の枠組みと申しますか、連携の流れというような形ができたようになっています。

それから、そのことによる成果も数値的なものが上がってきておるわけですが、本当の意味での連携ということでいけば、まだまだ内部での検証の中では、突っ込んだ議論が必要であるだろうし、ある意味、本音の核の部分で、いわゆる違う部署が連携していくことが必要であろうというところがございます。

その意味で、今回、「保幼小連携教育の推進」ということで挙げさせていただきたいとご理解していただきたいと思います。

昨日の新聞等にも出ていましたが、いろいろの成果等が上がっておりますが、まだやはりそれが本当に胸張って言い切れるかというと、まだまだ検証不足の部分、それからもう一步突っ込んだ議論をしていかなければならない部分もありますので、その辺りを含めまして、今回この点検・評価の中へ載せて、私どもも進めていきたいと考えているところです。

**西森委員**

ありがとうございます。

**谷委員長**

要は、保幼小連携というのは学力向上対策の一つであるわけですね。

## 土居教育次長

一つの要素になります。

## 谷委員長

非常に成果が上がっているということで、新聞などにも取り上げられているので、素晴らしいと思いますが、あと、学校給食の食育の推進もタイムリーというか、非常に重要だし、かつちりと評価をして、より一層の向上というか、見直しを図っていくようなことを進める必要があると思いますし、それぞれ非常に重要な分野が入っていると思います。

2番の「不登校対策の推進」について、不登校の数は、減っているのですか。増えているのですか。

## 土居教育次長

数につきましては、ほぼ、横ばい状態になっています。ただ、割合にしますと、児童生徒数が減っていますので、発生率ということ言うと、若干高くなっていくという状況はあります。

やはり、課題としましては、一度長期に休む状況になりますと、なかなかそこから学校へ復帰するということが難しいというような状況もいろいろなデータがございますが、このあと入口があってどのようにしていくかという部分と、実際に学校と離れている子どもたちをどう戻すかという両面必要であるということと、それから休みにいたる原因等も多岐に渡っておりますので、これまでどちらかということ、教育研究所の取組が中心になってきたところを、さらに教育委員会の各部署がそれぞれの担当する子どもたちにどうアプローチするかということも含めて、今回、取組の見直しが必要ではないかと考えております。

## 谷委員長

分かりました。

## 松原教育長

不登校対応については、従来の学校教育だけではなくて、国の方は、もう既にフリースクールというところまでできています。

要は、家庭で例えば学習する子どもであったとしても、これは校長が認めれば、フリースクールとして認めて出席にしたらという議論なども、今現在、国の方ではされているという状況もありますので、どうしても不登校そのものも、抜本的な対策を考えていかないといけないのではないかと考えています。

今回、不登校対策として入れたのは何でしたか。

## 教育研究所長

スクールソーシャルワーカーを16人入れています。

## 松原教育長

16人のスクールソーシャルワーカーを入れているという意味では、家庭とのしっかり連携を取った不登校対策も同時にできるのではないかと思いますし、また、先日の夕刊でも報道された高知発の高知の学級経営、不登校対策における学級経営、そういったものもできていますので、学級経営のあり方をしっかりやることによって、不登校をなくしていけるような取組も、今回期待できるのではないかとということで、今回この点検・評価に入れたという状況です。

## 谷委員長

はい、分かりました。他にございませんか。

## 委員一同

【なし】

## 谷委員長

それでは、この件の質疑を終了し採決に移ります。

市教委第 48 号「平成 27 年度教育委員会事務の点検・評価について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

谷委員長

ご異議なしと認めます。よって、市教委第 48 号は現案のとおり決しました。

続いて報告事項です。「第 450 回市議会定例会に提案した予算議案及び予算外議案に対する意見についての教育長専決処分の報告について」、事務局から説明をお願いします。

教育政策課長

教育政策課の高岡です。平成 27 年 6 月市議会定例会提出議案一覧という A 4 の紙ですが、そちらの方をご覧くださいませでしょうか。

今回、6 月市議会定例会に提案いたしました議案の内容につきまして、ご報告をさせていただきます。教育長専決を受けまして、今議会に提案いたしました議案は、補正予算議案 1 件、予算外議案 2 件でございます。

はじめに、予算議案の(1)奨学資金についてでございます。内容につきましては、大学、高等専門学校専攻科等に在学する学生で、経済的理由により、就学が困難なものに対しまして、奨学金及び入学支度金の貸付けを行うものでございます。

当初予算につきましては、平成 26 年度当初予算と同額の 7,300 万円を計上しておりましたが、今年度の貸付要件を満たした者が、平成 26 年度の 208 名から 31 名増加をいたしまして、239 名となることから 978 万円の増額補正を行うものでございます。

続きまして、予算外議案の条例議案についてでございます。(1)高知市こども科学館（仮称）名称候補選定委員会条例制定議案でございます。

資料集をお配りしておりますが、1 ページから 2 ページを併せてご覧いただけたらと思います。内容につきましては、高知市こども科学館（仮称）の名称候補の選定について審査するために、高知市教育委員会の附属機関として、高知市立こども科学館（仮称）名称候補選定委員会を設置するために、条例を制定するものでございます。

施設の名称につきましては、この名称候補選定委員会で審査を行いまして、受賞候補者を選定し、最終的には、教育委員会の審議を経まして、8 月下旬をめどに決定、公表する予定でございます。

次に、(2)高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校選定審査会条例制定議案についてでございます。資料集は 3 ページから 4 ページになっています。

内容につきましては、高知市特色ある学校づくり・地域連携推進事業実施校を選定するために、教育委員会の附属機関として、条例を制定するものでございます。

この事業は、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）を活用するもので、事業の実施を希望する市立学校から計画書の提出を受けまして、審査会での審査を経て、100 万円を上限として、事業費を配当するもので、今年度の予算額は、202 万 2 千円で実施をする予定となっております。私からの説明は以上でございます。

谷委員長

この件について、質疑等はありませんか。

西森委員

こども科学館の条例ですけど、もう平成 27 年 9 月 30 日限り効力を失うということで、断定されていますが、絶対大丈夫でしょうか。できてから 3 か月でなくなる条例ですね。

私どもは契約等をする時に、自動更新の規定を入れたりすると思いますが、絶対大丈夫ですか。

市民図書館長

市民図書館の貞廣です。

スケジュールは、今、順序良く動いていまして、募集を締め切って、これから一次選定、二次選定と進んでいきます。スケジュールといたしましては、9月上旬までには選定委員会の役割は終了する予定になっておりますので、条例の失効は1か月余裕をみて、9月30日となっております。

#### 西森委員

余裕をみた日程ということですね。分かりました。

#### 市民図書館長

選定委員会については、ほぼ7月下旬に済んで8月上旬ぐらいには役割を終了するというので、おおよそ2か月余裕をみているということで、訂正させていただきます。

#### 西森委員

はい。分かりました。

#### 谷委員長

他にはよろしいですか。

#### 委員一同

\_\_\_\_\_ 【は い】 \_\_\_\_\_

#### 谷委員長

次に、「平成27年6月市議会個人質問概要について」、事務局から説明をお願いします。

#### 教育政策課長補佐

教育政策課の宮田でございます。A4の縦、両面の個人質問の概要の方をご覧ください。6月18日から開催中の6月市議会定例会において出されました教育委員会に関わる質問の概要について、簡単にご報告をいたします。

教育委員会関係は、この議会で質問議員18人中、13人の議員から全部で40問の質問がございました。多岐に渡っての質問がございましたが、主な内容につきまして抜粋してご報告を申し上げます。

多かったご質問といたしましては、12月議会、3月議会でも多くの質問がございました中学校給食について8問、それから学校図書館の充実に関して6問のご質問がございました。

学校図書館の充実につきましては、現在、配置しております学校図書館支援員等のスキルアップや公共図書館等との連携などにより、さらなる充実、発展を図っていくことなどを教育長から答弁いたしました。

また、公職選挙法の改正に伴い、選挙権が18歳に引き下げられる問題につきまして、3人の議員さんから教育委員会の今後の取組を問うご質問等がございました。

このご質問に対しましては、主権者教育と教育の中立性を両立させることを課題として認識した上で、児童・生徒の主権者意識の育成に力を入れることなどを教育長から答弁いたしました。

建設中の新図書館等複合施設につきましては、東洋ゴム工業の免震施設の製品の性能偽装に関する質問などの3問の質問がございました。

新図書館等複合施設に使用を予定しておりました同社製品につきましては、大臣認定取得時に技術的根拠のない数値を記載するなどの不正があったことが判明しており、今後、大臣認定が取り消される可能性があること、また、他社の製品に変更する場合には相当期間に渡り、工期の延長が生じることが想定されることなどについて教育長から答弁がございました。

その他にも、保幼小連携に関するご質問、普通教室へのエアコン設備についてのご質問、小中一貫教育校の設置についてのご質問等もございました。なお、詳細につきましては、後ほど資料の方をご覧くださいと思っております。

また、教育委員会から提案をいたしました平成27年度6月補正議案及び予算外議案につきましては、29日に開催されました経済文教常任委員会におきまして、全会一致で承認をされましたことを申し添えておきます。以上で私からの説明を終わります。

## 谷委員長

ありがとうございました。この件については、質疑等はございませんか。

## 委員一同

————— 【な し】 —————

## 谷委員長

それでは次へ行きます。次に、「平成 28 年度学校給食調理業務民間委託実施予定校の決定についての教育長専決処分の報告について」、事務局の説明をお願いします。

## 教育環境支援課長

教育環境支援課の弘瀬でございます。

本件については、6月定例教育委員会で、実施予定校の決定を議決するものでございますが、学校、保護者への説明を優先させるため、5月に教育長専決とし、学校、保護者への説明及び通知後の定例教育委員会で報告するものとしております。

お手元の資料をご覧ください。

まず、1の学校給食の民間委託についてでございます。高知市の学校給食調理業務民間委託につきましては、平成 20 年 3 月に策定されましたアウトソーシング推進計画に基づき、実施しております。

これまでの経過といたしましては、平成 21 年 4 月から潮江東小での試行を開始し、その検証結果をもとに、民間委託の対象校となる 3 つの条件、1 点目に保健所の営業許可が取得可能である。2 点目に真空冷却機が設置されている。3 点目に栄養教諭等が配置されている。この 3 つの条件を満たす学校につきましては、平成 23 年度から基本的に年度毎に、2 校を新規開始するという学校給食調理業務民間委託の今後の方向性が決定されております。

本年 4 月時点での対象学校及び施設は、15 学校及び施設となっており、東西南北のブロックに分けて導入しております。順に説明しますと、平成 23 年度は南ブロックの潮江東小、長浜小、横浜新町小、平成 24 年度は北ブロックの初月小、泉野小、鏡学校給食センター、平成 25 年度は東ブロックの昭和小、高須小、平成 26 年度は東ブロックの江陽小及び城東中、大津小及び大津中、平成 27 年度は一宮小、神田小で、以上の 12 学校及び施設で実施しております。

次に、2の平成 28 年度学校調理業務民間委託実施予定校についてでございます。民間委託の対象である 15 学校及び施設のうち、12 学校及び施設が民間委託となっており、残りは 3 学校となりました。西ブロックである朝倉小、朝倉第二小の 2 校において、学校給食調理業務の民間委託を実施したいと考えております。

続いて、3の新規実施予定校の保護者への説明会等の開催についてでございます。各校の学校長、PTA 役員、教職員への説明を行いました後、保護者対象の説明会を資料の日程で開催いたしました。説明会への参加者数は、朝倉小 P T A 役員対象説明会に 8 名、学校全体の保護者説明会には 11 名、朝倉第二小 P T A 役員対象説明会には 7 名、学校全体の保護者説明会には 5 名の参加がございました。

説明会で出されました主なご要望、ご意見等につきましては、民間委託導入のメリット、経済削減効果、業者の選定方法、食物アレルギー等への対応方法に関するものでございました。それぞれ、これまでの経過と現状をご説明いたしまして、ご理解をいただいたところでございます。また、保護者の方々からいただきましたご意見につきましては、集約をいたして、できる限り給食調理業務委託事業の仕様書に盛り込んでまいりたいと考えております。

最後に、4のその他としまして、予算についてでございますが、この委託業務が平成 28 年 4 月からの実施となりますので、予算案を平成 27 年 9 月市議会定例会に提出させていただきたいと考えております。報告は以上でございます。よろしく申し上げます。

#### 谷委員長

この件について、質疑等はございませんか。

#### 山本委員

保護者の説明会等に、当初はかなりの方がおいでて、いろいろな心配事を相談されたという経緯があったと思いますが、最近、これくらい説明会への参加者が少ないということは、学校給食民間委託は順調に進んでいるということですか。

#### 教育環境支援課長

教育環境支援課の弘瀬でございます。私どもも、そのようには考えておりますけれども、学校全体の保護者説明会につきましては、事前にお手元の資料とほぼ同じ内容を、全ての保護者の方には、配付させていただきまして、その上で参加していただいているというそういう状況でございますので、この資料を見ていただいて、一定ご理解もいただき、説明会の参加につきましては、このような人数になっているものかと考えているところです。

#### 谷委員長

その他にはありませんか。

#### 西森委員

今のところ、この15学校とか施設であるということで、最後のところまでできていると思いますが、今後この学校数が変わったりする可能性はあるのですか。

#### 教育環境支援課長

教育環境支援課の弘瀬でございます。残り3校のうちの2校を、平成28年度実施するわけですので、残り1校ということに形の上ではなるわけですが、いわゆる3つの条件が揃っている学校が、あと2校あります。

その学校を今後対象とするのかどうかというのは、今後検討しなければならないことだと思います。当初は、17学校がその対象校でしたけれども、その17校のうちこの3つの要件を満たさなくなった学校が2校あります。これが現在の状況でございます。この15校全て実施した上で、今後方向性については、再度検討した上で、対象校を決定していくという流れになろうかと思いますが、現在のところは、この15校というところです。

#### 谷委員長

その他に質疑等はございませんか。

#### 委員一同

————— 【な し】 —————

#### 谷委員長

それでは次へ行きたいと思います。次に、「新図書館等複合施設【免震装置】について（現状報告）」について事務局の説明をお願いします。

#### 市民図書館長

市民図書館の貞廣です。

新図書館等複合施設の免震装置についての現状報告を、お手元にお配りしています資料に基づいて、説明をさせていただきます。

新図書館等複合施設で設置予定の免震装置72基が東洋ゴム工業株式会社の製品でございます。先日6月22日に開示された外部調査委員の調査報告書によりますと、新図書館等複合施設で使用する製品については、国土交通大臣認定の取得や出荷に際し、不正行為を行っていたことが判明いたしました。

内容は、本製品の大臣認定取得時に、性能仕様の基礎となる新たな载荷試験を行っておらず、技術的に根拠のない恣意的な数値を記載していたものです。载荷試験というのは、免震装置に荷重を

かけて、その躯体への影響を計る試験ですが、それも行っていなかったということと、恣意的な数値記載ということで、改ざんをしていたということとでございます。

この認定に基づいて、平成24年9月から平成27年4月まで23件を出荷しておりますけれども、その際の検査において、技術的に根拠のない数値操作を行い、性能効果基準に適合していないものが含まれていたということで、この新図書館等複合施設に設置予定の免震装置の72基について、申請内容に瑕疵があることが判明したという状況になっています。

当初は、7月下旬に免震装置72基を設置予定でありましたが、現在、東洋ゴム工業株式会社は出荷できない状況であって、出荷の見込みが立っていない状況になっております。

今回の調査報告書の指摘を受けまして、設置予定の本製品は、大臣認定が取り消される可能性があります。国土交通省は、免震材料に関する第三者委員会で、原因究明、再発防止策を今、検討中であり、その原因究明、再発防止策を7月末に発表予定であります。

他社の免震装置、東洋ゴム工業以外の免震装置に変更する場合でございますけれども、その間に新図書館等複合施設的设计変更の必要が生じ、構造計算のやり直しをしなければいけないということと認定の取得申請にも期間がかかることなどから、相当期間の工期延長や追加費用が生じることが想定をされております。

今後につきましては、今回の報告書を受けて、国が認定基準をどう判断するかなどということなど、この件に関する国の対応を見極めた上で、県、市協議して、今後の方向性を決定したいと考えております。以上でございます。

#### 谷委員長

ありがとうございました。以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。これで教育委員会を閉会します。

閉会 午後5時00分

署 名

委員 長

---

3 番 委 員

---